

2024年度スポーツ仲裁活動推進事業に係る人材(弁護士等海外派遣研修員)募集

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ庁からの事業委託を受けてスポーツ仲裁活動の中核的人材を育成するため、スポーツ法に造詣のある弁護士、研究者等を海外のスポーツ仲裁機関等に派遣したうえで、調査研究をし、その成果を公表しスポーツ仲裁に関係する人材の資質の向上を図る事業を実施します。

1. 期間

2025年3月5日までの間の、3週間から6週間程度（成果物の作成も3月5日までに終了することが求められます。）

2. 業務内容

多様なスポーツ紛争事例がある海外の仲裁機関、スポーツ紛争解決を研究している大学等における学術会合やセミナーへの参加とその成果物（報告書）の作成

3. 採用人数 1名

4. 待遇

予算の範囲内で海外研修のための滞在費・旅費・セミナー等の参加費を支給するとともに、業務の実態に合わせて謝金を支給する

5. 採用条件

以下のすべての条件を満たすこと。

- (1) 弁護士として3年以上の経験を有すること、又は、法律学の修士号以上の学位を取得しているか、それと同等の学術能力を有すると認められること
- (2) 仲裁及びADRに関する法、スポーツ法、スポーツ仲裁、アンチ・ドーピング・ルールに関しある程度精通していること
- (3) 実務上支障ないレベルで英語等による仕事ができること
- (4) 将来にわたってスポーツ法、スポーツ仲裁・調停に関する法分野での実務・研究を続ける意思を有すること

6. 派遣先及び参加する会合などは、当機構と相談の上決定する。参加のために交渉が必要な場合は、本人が交渉する。

7. 応募方法 2024年10月25日（金）（必着）までに、写真付履歴書とともに、参加する予定の学術会合やセミナーの候補名、選定理由、会合の概要等を記載した参加計画書を、下記宛に E メールにて送付すること。

その後、当機構内での選考を実施し合格者を決定します。（当機構が必要と認める場合には、面接をお願いする場合があります。）予め承知おき願います。

8. お問い合わせ先

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

E メール：info@jsaa.jp

担当：高杉重夫、竹内映